

令和7年度第1回千曲市歴史的風致維持向上協議会会議録概要

- 開催日時 令和7年6月19日(木) 午後1時30分～午後3時00分
- 開催場所 ことぶきアリーナ千曲 1階 会議室
- 出席者 委員:9名 ※欠席者4名
事務局:7名(都市計画課長、同課計画係長、同課計画係員2名、
歴史文化財センター所長、同センター主幹、同センター文化財係長)
傍聴者:2名

1 開 会 都市計画課長

2 会長あいさつ

3 会議事項

(1)千曲市歴史的風致維持向上計画の概要について 事務局より説明

[意見等なし]

(2)千曲市歴史的風致維持向上計画(第2期)について 事務局より説明 [質疑応答]

- | | |
|---------|---|
| 委 員(意見) | 資料3-2の重点区域の範囲で、戸倉地区を今回新たに指定するという
ことで北国街道が入ってくると思うが、しなの鉄道の線路のどちら側になるの
か。 |
| 事務局(回答) | 北国街道は、しなの鉄道の線路を跨いでいる。資料3-2、戸倉地区の図
でいうと一番南側は線路の東側が北国街道となる。途中でクロスし、現在
の国道18号線と重なっている。 |
| 委 員(意見) | ということは、現在、北国街道のまちなみはないということか。 |
| 事務局(回答) | 上戸倉宿、磯部には趣が残っているが、下戸倉宿に來ると坂井銘醸、水上
布奈山神社と言った文化財的な建物以外はほぼ残っていない。 |
| 委 員(意見) | 戸倉地区を重点区域、北国街道の部分全体を歴史的風致に設定する
ということだが、実際に歴史的資源があるのか調べてから設定したほうがよ
いのでは。 |
| 委 員(意見) | 北国街道に歴史資源が残っているのかという調査は行っていないのか。 |

事務局(回答) 詳細な調査は行っていない。歴史資源は、寂蒔には残っている。また、屋代まで来ると須々木水神社や記念碑が残っている。当時の面影を見ることができそうな雰囲気はかろうじて残っている。

委員(意見) これを契機に歴史的資源をきちっと調べ、歴まち計画に掲載してほしい。また、資料4の内容を見ると2期計画の一番のメインは稲荷山の整備とわかるが、交流拠点整備などポイントとなるものを決めて事業を推進してもらいたい。

委員(意見) 資料3-2を見ると1期と2期では重点区域の範囲が異なる。範囲を明確にしたという説明だったが、2期計画を進めていく上でどうして外したのか説明ができるのか。また、今まで重点区域に指定されていたことで、住民の方が制約を受けていたなどがあったのか教えてほしい。

事務局(回答) 1期計画の中で重点区域に入っていて、2期計画から外れた部分の説明としては、道路、河川、地障、地形、地物を明確に定める必要があった。このほか、後の開発などによって重点区域に入れる必要がなくなった部分を外した。

また、第1期計画の重点区域に指定されたことによって何か制約を受けていたのかという質問に関しては、重点区域にしていたからといって建物の規制がかかるなどというものはない。

委員(意見) 重点区域からどの部分が外れたかの説明ができるのか

事務局(回答) 資料3-2の稲荷山・桑原・八幡地区で言うと、例えば南西で、第1期計画では JR 篠ノ井線を境としていたが、道路に沿って指定した。更級・姨捨地区でも同様に、道路に沿った範囲とした。南西部分についても山の中に入っている部分があったので、道路に沿って区切った。戸倉上山田温泉地区でも同様に道路に沿って範囲を区切った。

委員(意見) 最初に河川でも区切るという話であったが、わざわざ道路で区切る必要があったのか。2期計画では道路で区切らないといけないということなのか。

事務局(回答) 道路や水路、地障、地形、地物で区切る必要がある。1期計画でも同様であったが、2期計画でより厳密にした。千曲川のところを外したのは治水事業が進んでおり、大きく変わるため外した。

委員(意見) 重点区域から外れた地区の住民から不満は出ないのか。

事務局(回答) 重点区域は、その周辺の環境を整備するという形になるので、外れたからといって住民の皆さんに不利益になるということはない。

委員(意見) 戸倉地区の重点区域の範囲について、山側に道路があるのか。

事務局(回答) ここは道路がないため、宅地と林地の堺を線引きせざるを得なかった。

委員(意見) ここは文化財保存でも問題になっていて、北国街道の古道がどこにあったのかわからない難しい地域である。このことから、先ほど指摘のあった歴史的資源の調査がまだきちんとされていない状況である。こういう状況のため、事務局でも戸倉地区についてはこのように線を引かざるを得ないとい

	うのが実情である。
事務局(回答)	補足ではあるが、林地と宅地の界に登録有形文化財の建物があつたため、やむを得ず道路で線を引いていない。
委員(意見)	神社とか付近にあり、そこは重点区域から外しているが、そこについては良いのか。
事務局(回答)	確かに神社は歴史的な建造物になるが、指定登録されていないため、外した。
委員(意見)	この計画は歴史的風致の維持、向上はもちろんだが、文化財を観光や教育などに活用するという趣旨もある。本来であればご指摘いただいている調査を行って、古道を入れるのが理想的であるが、今できる範囲で歴史的風致を指定する形となる。
委員(意見)	戸倉地区の事業は資料4のどの事業となるのか。
事務局(回答)	坂井銘醸の茅葺き屋根修繕に該当する。資料4は重点区域の事業となる。北国街道の歴史的風致としての事業は、資料4に記載はないが、市の指定有形文化財である屋代小学校旧本館の修理、活用計画を行っている。
委員(意見)	事業として組み立てるのであれば資料4に掲載すべきではないのか。
事務局(回答)	資料4の内容は、第6章に掲載する内容となり、重点区域の事業となる。重点区域の事業を掲載できるのかマニュアルで確認すると、「重点区域外の事業を掲載することは可能だが、区域の妥当性に疑義が生じないように必要最低限に留めるように」と掲載されている。このようなことから掲載をしていない。しかしながら、ソフト事業で地区が全域の情報発信事業は特に問題ない。
	また、第6章に掲載する内容は必ず行う事業であり、今後必要であれば計画書の変更を行い、事業の追加を行うことができる。
会長(意見)	歴史的風致を横断的で行うきっかけは棚田である。他市町村でも棚田の事業で成功した事例は少ない。新聞にも取り上げられたが、千曲市の棚田の取り組み「棚田貸します制度」は県外から多くの人が参加して、30年も続いている事業である。普通は途中で終わってしまうような事業が、ここまで続けられたのは、歴史的風致維持向上計画の事業でインフラ整備を行ったからである。だから、県外の人々が1日だけ来て田植えをすることが可能となった。さらに、地元農家の努力と、行政の後押しがあつて成り立っている。これは全国的に見ても評価されるべきである。また、1期計画の事業で整備された建造物を活用して、地元の人達が自主的に朗読やガイドツアーを企画するような動きが生まれてきている。こうした市民の自主的な活動が生まれたこと自体が第1期計画の大きな成果である。事務局も横断的な事業が成功していると自信を持ってもらいたい。
	そして2期計画は稲荷山の重伝建の整備を軸に、川東地区の北国街道についても力を入れることとなる。

[原案のとおり承認]

(3)今後のスケジュールについて
事務局より説明

[意見等なし]

[原案のとおり承認]

4 そ の 他

[千曲市歴史的風致維持向上計画(第2期)策定業務委託について]
事務局(報告) 過日、競争入札を行い、(株)ワイド(伊那市)に決定。

[次回の千曲市歴史的風致維持向上協議会の開催時期について]
事務局(連絡) 10月頃開催予定。

5 閉 会

都市計画課長